

山形市に避難されている保護者の皆様へ

令和2年度小学校入学についてのお知らせです

山形市教育委員会 学校教育課

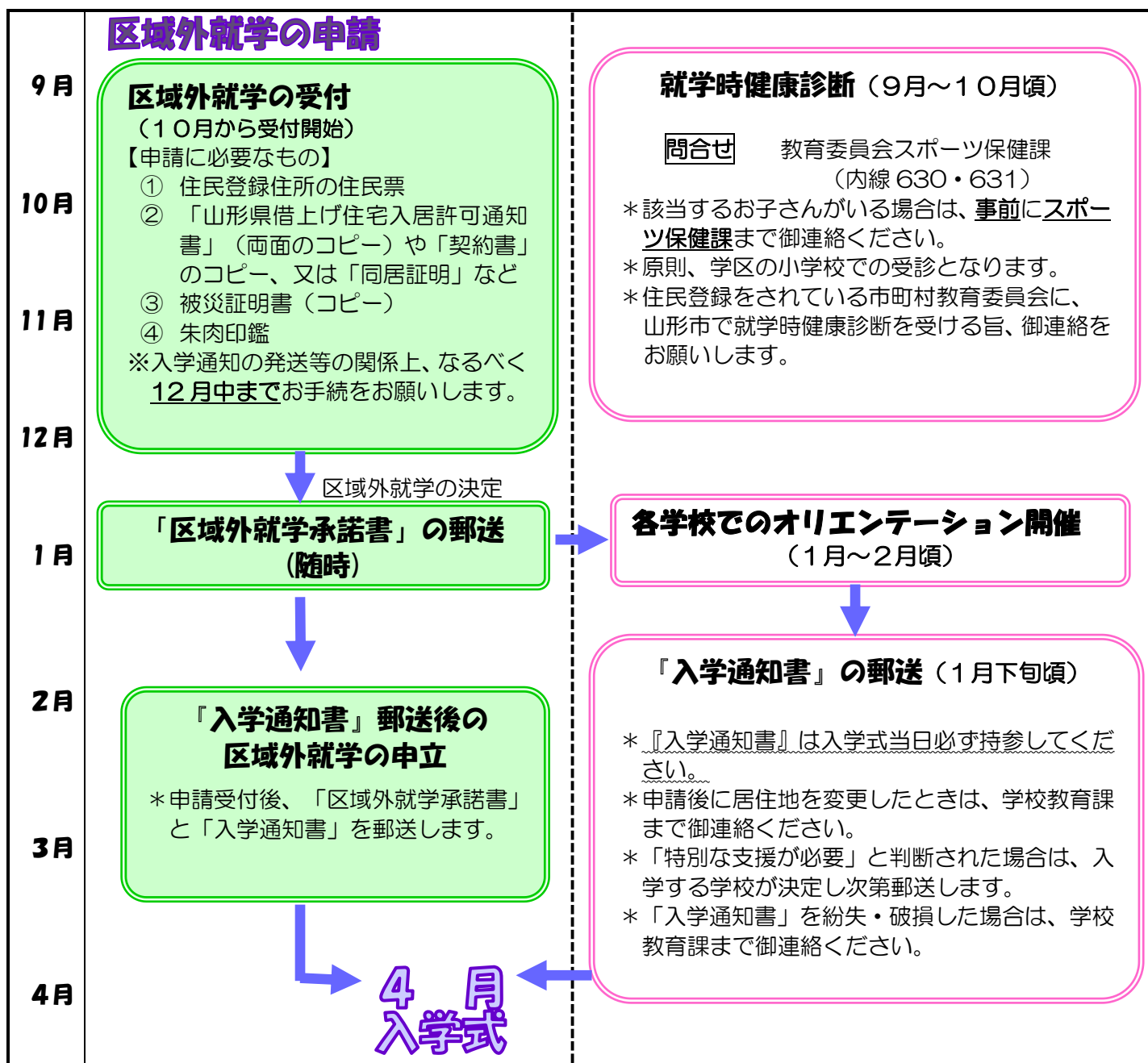


東日本大震災により避難されているお子さんは、山形市に住民票が無い場合でも、「区域外就学」の申請により、山形市の居住地に基づく学区の学校へ就学することができます。

「区域外就学」の申請は、必要書類等を持参の上、山形市役所8階の学校教育課・窓口にて行ってください。



入学式までのながれ



※山形市に住民登録されている場合は、区域外就学の申請をする必要はありません。

※「同居証明」の様式は、市ホームページの学校教育課の総合案内→指定校変更・区域外就学制度関係用様式よりダウンロード可能です。

山形市に避難されている保護者の皆様へ

～令和2年度中学校入学についてのお知らせです～

山形市教育委員会 学校教育課



東日本大震災により避難されているお子さんは、山形市に住民票が無い場合でも、「区域外就学」の申請により、山形市の居住地に基づく学区の学校へ入学することができます。

「区域外就学」の申請は、必要書類等を持参の上、山形市役所8階の学校教育課・窓口にて行ってください。

現在、区域外就学で小学校に通われている6年生で、山形市の中学校へ進学を希望する方も、新たに区域外就学申請が必要です。

区域外就学の申請手続



○受付開始日

令和元年10月1日（火）より

○手続に必要なもの

以下のものをお持ちください。

- * 住民登録住所の住民票
- * { アパート・貸家の場合：「山形県借上げ住宅入居許可通知書」（両面のコピー）
又は「契約書」のコピー
- 実家・親戚宅等に身を寄せている場合：「同居証明」
- * 被災証明書（コピー）
- * 朱肉印鑑



申請から中学校入学までのながれ



区域外就学の申請（10月～受付）

* 入学通知の発送等の関係上、なるべく **12月中まで** 手続をお願いします。

* 申請後に居住地を変更したときは、学校教育課まで御連絡ください。

「区域外就学承諾書」の郵送（随時）



各中学校でのオリエンテーション開催（1月～2月頃）

* 開催日については各中学校にお問合せください。



「入学通知書」の郵送（1月中）

* 「特別な支援が必要」と判断された場合は、入学する学校が決定し次第郵送します。

* 「入学通知書」を紛失・破損した場合は、学校教育課まで御連絡ください。



入学式（4月）

* 『入学通知書』は入学式当日必ず持参してください。

※「同居証明」の様式は、市ホームページの学校教育課の総合案内→指定校変更・区域外就学制度関係用様式よりダウンロード可能です。

※山形市に住民登録されている場合は、区域外就学の申請をする必要はありません。